

国や県は学びたい高校生を応援しています

令和6年度版 定時制本科

高等学校等就学支援金	
対象者	(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除額<304,200円の基準を満たす世帯 ※年収目安910万円未満(家族の人数・年齢等により異なります)
金額	30,780円【1,620円(1単位あたり)×19単位】 ※就学支援金の家庭への直接支給はなく、学校で授業料に充当します。
案内時期	入学時・毎年度7月頃

入学金減免	
対象者	○ 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき ○ 保護者が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき ○ 生活保護法第6条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき
金額	2,100円
案内時期	入学時

教科書の給与及び給食費の補助	
対象者	○ 現在、定職に就いている、または就くことが決定している ○ 現在、パート又はアルバイトで働いており、年間90日以上勤務する見込みがある。あるいは、パート又はアルバイトで働くことが決定しており、年間90日以上勤務する見込みがある
金額	教科書の給与:学期末に今年度の学校指定教科書等の購入費用を返金します。 給食費の補助:補助認定後の給食について、1食あたり67円程度。※給食費全額を補助する制度ではありません。
案内時期	入学時・毎年度4月

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金	
対象者	次の1～3の全てに該当する方 1 山梨県内に在住し、県立高等学校等に入学した方 2 令和6年3月14日以降に県立学校の授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入した方 3 ①生活保護受給世帯の方 ②保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方 ③保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方
金額	①、②の世帯:対象金額の全額 ③の世帯:対象金額の半額(1/2) ※世帯で購入した県立学校用の端末が2台目以降となる場合は対象金額の2/3 ※対象金額は、県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格が上限。
案内時期	入学後

高校生等奨学給付金(予定)	
対象者	①生活保護受給世帯 (令和5年度実績) ②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯 ③家計が急変して、②の世帯に相当すると認められる世帯
金額	①の世帯:年額32,300円 (令和5年度実績) ②、③の世帯のうち第1子:年額117,100円 ②、③の世帯のうち第2子以降:年額143,700円 ※第1子、第2子は15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹の中で数えます
案内時期	毎年度7月頃

専門高校生等資格取得サポート事業給付金	
対象者	支給年度において『高校生等奨学給付金』の受給認定を受けている2・3年生
金額	給付対象資格・検定の受験料の2分の1で、上限10,000円
案内時期	『高校生等奨学給付金』認定後